

番 号 : 140435

国 名 : ケニア

担当部署 : ケニア事務所

案件名 : 小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト 農村インフラ (土のうを利用した農道整備)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 土のうを利用した農道整備
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年7月中旬から2014年9月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.30M/M、現地 1.47M/M、合計 1.77M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
3日	44日	3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 6月25日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 (http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	土のうに関する各種業務
対象国/類似地域	ケニア/全世界
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 :
日本からの入国時にイエローカード提示は義務付けられていませんが、黄熱流行国であり、

赴任前の予防接種を強く奨励します。

6. 業務の背景

ケニアの農業セクターは GDP の 24%、直接・間接に雇用の 80%、外貨獲得の 65%を創出し、国家経済の重要な役割を果たしている。なかでも園芸は毎年平均 15～20%の成長を見込む主要サブセクターである。小規模農家は農業生産の主な担い手であり、市場向け農業生産の 75%以上は小規模農家が担うと言われる。JICA は、2006 年 11 月から 2009 年 11 月まで 3 年間（F/U を 2010 年 3 月まで実施）、ケニア農業・畜産・水産省と園芸作物開発公社をカウンターパート（C/P）機関として、小規模園芸農民組織の組織強化・収入向上を目的とした技術協力プロジェクト「小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト（Smallholder Horticulture Empowerment Project : SHEP）」を実施した。SHEP では、小規模園芸農民組織を対象に、栽培からマーケティングまで、市場に対応できるよう、研修を中心とした能力向上支援を行ったところ、支援対象の農民組織において高い所得の伸びが記録されるなど、大きな成果を収めた。ケニア政府はこの成果を高く評価し、SHEP を始めとする既存の農家支援事業の知見に基づき、同様の活動の全国展開を担う、小規模園芸農民組織強化・振興ユニット（SHEP ユニット）をケニア農業・畜産・水産省作物管理局下に設立することとし、その立ち上げと機能強化支援を我が国に要請した。

これを受けて JICA は、小規模園芸農家への効果的な支援システムが全国的に確立されることを目標とした「小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト（Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion Unit Project : SHEP UP）」を 2010 年 3 月から 2015 年 3 月まで 5 年間の予定で実施中である。現在「チーフアドバイザー／園芸政策」、「園芸生産・普及」、「組織間連携／業務調整」、「モニタリング・評価／広域化促進」、「業務調整／ガイドライン作成」の 5 名の長期専門家を派遣中である。

本プロジェクトでは、市場に対応した農民組織の育成を目指す諸研修に加えて、農民組織による農村インフラ整備の一環として、2010 年から 4 年にわたり（年 1 回、約 40 日間）、短期専門家を派遣し、土のうを利用した農道整備支援を実施している。2010 年度は、同支援活動を担当する新規 C/P への技術移転が行われるとともに、「SHEP アプローチ」の諸研修における土のう技術の研修システムの改訂とその実施方法（啓発・導入・普及方法）が確立された。その後、この実施方法に沿って、同 C/P により、第 1 バッチ（2010/2011 年度）対象地域であるセントラル及びリフト・バレー州、第 2 バッチ（2011/2012 年度）対象地であるニャンザ及びウエスタン州ならびに第 3 バッチ（2012/2013 年度）対象地であるのイースタン及びコースト州において、農民組織及び農業普及員に対する土のう技術の研修・デモンストレーションが実施された。

現在は、第 1 バッチから第 3 バッチ対象地において、農民組織のニーズに基づき土のうを利用した農道整備支援を引き続き実施しており、各バッチ終了時に研修パッケージや研修教材の改訂を行い、次バッチの活動にフィードバックすることで、絶えず改善を図っている。2013 年 10 月の同分野の短期専門家派遣時には、C/P が農道整備支援を実施した農民組織に対するモニタリング及びフォローアップを通してその成果と課題を検証すると共に、研修を受講した県職員、農業土木技術者及び農業普及員への聞き取り調査から、土のうを利用した農道整備活動に対する農民組織支援体制が検証された。それらの結果を受け、土のうを利用した農道整備に関する一連の研修パッケージの改善を図ると共に、研修プログラム、研修教材及び準備フォームの改訂が行われた。

本プロジェクトは、2015 年 3 月の終了を控え、2014 年 9 月に終了時評価が実施される予定である。それに向け、プロジェクトが実施する土のうを利用した農道整備に関する一連の研修パッケージの成果・インパクト・教訓を検証すると共に、それに伴う C/P の能力強化が急務となっている。更には、C/P とこれまでのモニタリング及びフォローアップの結果を分析し、「SHEP アプローチ」の諸研修における土のう技術の研修システム及び実施方法の更なる改善と効率化を図る必要がある。特に、昨年度改定した土のうを利用した農道整備に関する一連の研修パッケージ、研修プログラム、研修教材及び準備フォームが、その後、農業土木技術者の更なる能力強化及び農民組織に対する支援体制の強化に繋がったのか現地調査による検証が必要である。

本専門家は、農村インフラを担当する C/P に対し、プロジェクトが実施する土のうを利用した

農道整備に関する一連の研修およびモニタリング・評価の実施を通じ、技術指導及び助言を行うことを目的に派遣される。なお、前述のとおり、本プロジェクトでは「モニタリング・評価／広域化促進」の長期専門家を派遣中であるが、同長期専門家はプロジェクト全体のモニタリング・評価を担当する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの枠組みを反映して長期専門家および C/P と協力して以下の業務を行う。

- (1) 国内準備期間（2014 年 7 月中旬）
 - ア) 本プロジェクトに関係する資料により SHEP 及び SHEP UP の全体的な状況を理解し、現在の土のうを利用した農道整備の活動状況を確認する。
 - イ) JICA ケニア事務所並びにプロジェクト専門家と協議の上、業務実施計画書（和・英）を作成し、JICA 農村開発部に提出、説明する。
- (2) 現地派遣期間（2014 年 7 月中旬～8 月下旬）
 - ア) JICA ケニア事務所及びプロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P）に業務実施計画の説明を行う。
 - イ) プロジェクト関係者から現在の土のうを利用した農道整備の活動状況を確認する。
 - ウ) C/P と共に、これまでプロジェクトが農道整備支援を実施した農民組織、農道整備の研修に動員した県職員、農業土木技術者及び農業普及員に対する聞き取り調査を行う。
 - エ) C/P と共に、研修及びデモンストレーションの準備・実施を行う。
 - オ) 前回改訂した農道整備に関する一連の研修パッケージ、研修プログラム、研修教材及び準備フォームを精査し、必要ならばそれらの更なる改善を行う。
 - カ) 上記 ウ) から オ) の結果を基に、土のうを利用した農道整備に関する一連の研修パッケージの成果・インパクト・教訓を検証する。
 - キ) 上記、イ) から カ) の業務を通して、昨年度実施した農業土木技術者及び農業普及員による農民組織支援体制の改善の効果と課題を検証し、更なる改善のための助言・提言を行う。
 - ク) これまでの農道整備実績と今次派遣期間中の活動結果を C/P と共に分析し、その結果に基づき、「SHEP アプローチ」の諸研修における土のう技術の研修システム及び実施方法（啓発・導入・普及方法）の更なる改訂を行う。
 - ケ) プロジェクト関係者との協議の上、プロジェクト終了までの活動計画を策定する。
 - コ) 現地業務結果報告書（英文）を作成し、プロジェクト関係者及び JICA ケニア事務所に提出・報告を行う。
- (3) 帰国後整理期間（2014 年 9 月上旬）
 - ア) 専門家業務完了報告書を作成し、JICA 農村開発部へ提出し、活動結果に関する報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 業務実施計画書
和文 3 部（プロジェクト、JICA ケニア事務所、JICA 農村開発部）
英文 3 部（C/P 機関、JICA ケニア事務所、JICA 農村開発部）
- (2) 現地業務結果報告書
英文 3 部（C/P 機関、プロジェクト、JICA ケニア事務所）
- (3) 専門家業務完了報告書
和文 3 部（プロジェクト、JICA ケニア事務所、JICA 農村開発部）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積

書作成ガイドライン」(2014年4月)

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。
留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。
航空経路は、ドーハ/ドバイ経由を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2014年7月19日～2014年8月31日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです(本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています)。

- ア) チーフアドバイザー/園芸政策(長期派遣専門家)
- イ) 園芸生産・普及(長期派遣専門家)
- ウ) 組織間連携/業務調整(長期派遣専門家)
- エ) モニタリング・評価/広域化支援(長期派遣専門家)
- オ) 業務調整/ガイドライン作成(長期派遣専門家)

③ 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舍手配
あり
- ウ) 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供(市外地域への移動を含む。)
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
プロジェクトオフィス内の執務スペース提供(ネット環境完備)

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料をJICA農村開発部乾燥畑作地帯第一課(TEL:03-5226-8415)にて配布します。

「小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト 農村インフラ(土のうを利用した農道整備) 業務完了報告書(2013年12月)」

(3) その他

業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上